

「10. 特記事項」、「①業務日程」の現地派遣予定期間を修正しました（2014年10月21日）
 修正前：2014年11月28日～12月8日
 修正後：2014年11月21日～12月1日、もしくは2014年11月28日～12月8日

番号：140866

国名：カメルーン

担当部署：国際協力人材部人材養成課

案件名：2014年度仏語圏アフリカ地域対象ナショナルスタッフ等向けPCM研修(PCM研修)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：PCM研修
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年11月中旬から2014年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 0.37M/M、合計 0.67M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
4日	11日	2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月29日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	PCM研修、事業マネジメント研修
対象国／類似地域	カメルーン／全世界(本邦含む)
語学の種類	仏語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：

黄熱病：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

JICAでは在外事務所主導による事業管理が定着しつつあり、在外事務所における課題対応力、事業マネジメント力の強化が求められている。特にナショナルスタッフ（以下「NS」）や在外専門調整員、現地コンサルタント等、ローカルリソースのより一層の活用や、先方政府関係者との連携強化は、事業の効果・効率的な実施という観点からも不可欠となっている。2012年度から実施されている第3期中期計画においても『事業の戦略性強化/事業マネジメントの向上』をさせることとしており、技協・有償・無償を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチの一層の推進が求められている。

一方、各プログラムが個々の成果を発現するためには、プログラムの投入要素であるプロジェクトについても適切な管理を行なう必要があり、プログラム・マネジメントが定着しつつある今日においても、プロジェクト管理ツールである Project Cycle Management（以下、「PCM」）手法を習得する重要性は依然として高く、在外機能強化のためにはプログラム・マネジメント推進とともに、引き続きNSや先方政府関係者間においてPCM手法を用いたプロジェクト管理についての知見を共有する必要がある。

かかる状況を踏まえ、JICAではこれまでの事業マネジメントに関する研修ノウハウを活かし、平成26年度は仏語圏アフリカ地域及び中南米地域において、在外事務所のNSや先方政府プロジェクト関係者等に対するPCM手法研修を計画している。

このうち、仏語圏アフリカ地域については、カメルーン国において、同国及び周辺地域（ガボン、コンゴ民、ベナン等）のNS等を対象に、同地域のNS等の事業マネジメント力強化を目的として、5日間のフランス語によるPCM研修（参加型計画立案及びモニタリング・評価の講義・演習）を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、JICA国際協力人材部及びJICAカメルーン事務所と協議・調整しつつ、JICAの事業評価基準に基づき、担当分野にかかる研修をカメルーン国及び周辺地域のNS等に対して実施する。また、本団員は研修結果の取りまとめを行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2014年11月中旬～下旬）

- ① JICA国際協力人材部と研修内容について協議する。
- ② JICAの提供する受講者情報（業務経験や関心分野等）をもとに、研修ニーズを分析する。
- ③ 研修計画を策定し、研修教材、理解度テスト及びアンケートを準備する（既存教材の活用も可能。ただし、他者が著作権を有する資料を教材の一部で使用する場合は、受注者が利用の許諾を取り付けることとする）。

- (2) 現地派遣期間（2014年11月下旬～2014年12月上旬）

- ① JICAカメルーン事務所と研修計画・研修内容について、確認を行う。（月曜日午前中）
- ② 研修計画に沿って、JICAカメルーン事務所において、参加型計画立案、モニタリング・評価にかかるPCM研修を実施する。

日程及び内容は以下の通り。

- (ア) 参加型計画立案（2.5日間）（月曜日午後～水曜日）

- ・ プリアンケート及びプレテスト
- ・ PCM手法の概要
- ・ 参加型計画立案手法にかかる講義及び演習

(イ) モニタリング・評価 (2日間) (木一金曜日)

- ・モニタリングにかかる講義及び演習
- ・評価にかかる講義及び演習
- ・ポストアンケート及びポストテスト

(3) 帰国後整理期間 (2014年12月中旬)

- ①研修結果に関する分析を行い、業務完了報告書 (下記8. (1) 参照) を作成する。
- ②担当分野にかかる研修結果をJICA国際協力人材部に提出し、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (1) 業務完了報告書とする。

(1) 業務完了報告書 (和文2部)

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④事業のマネジメントにかかる類似研修を実施する上での課題
- ⑤その他

研修で作成、使用した教材を添付すること。既存の教材を使用した場合は、参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田⇒パリ⇒ヤウンデ⇒パリ⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は**2014年11月21日～12月1日、もしくは2014年11月28日～12月8日**を予定しています。

②現地での業務体制

本案件にかかる本邦からの派遣者は受注コンサルタント1名のみです。

本案件における受注コンサルタント、JICAカメルーン事務所、及びJICA国際協力人材部人材養成課の業務分担は下記のとおりです。

(ア) 受注コンサルタント

研修ニーズ分析、研修計画策定、研修教材・理解度テスト・アンケート準備、研修実施、研修結果分析、研修結果報告、業務完了報告書作成

(イ) JICAカメルーン事務所

域内に対する受講者募集、応募とりまとめ、会場・資機材手配、研修受講者受け入れに係る便宜供与

(ウ) JICA国際協力人材部人材養成課

テキスト（英文）調達（既存テキスト使用の場合）、大判ポストイット、模造紙、賞状用紙等の資機材調達（カメルーンで準備できないもの）

③便宜供与内容

JICAによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

なし

カ) 執務スペースの提供

現地での研修実施中にJICAカメルーン事務所内で必要に応じて提供します。

(2) 参考資料

①JICAの事業評価基準は以下のURLより入手可能です。

<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務受注に際しては、PCM手法のモデレーター経験が必須です。

以上